

平成23年5月12日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼COO 森 下 将 典
(コード3121 大証2部)
問合せ先 経営管理部長 庄 佳 秀
(TEL 03-3502-4910)

取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額 及び内容の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬額及び内容の決定について承認を求める議案を、平成23年6月23日開催予定の第87回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取締役および監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上への意欲や士気を高めること、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主利益の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式20,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

200個(うち取締役に対しては160個、監査役に対しては40個)を上限とする。なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。(ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行数又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいう。また、割当日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項を決定する取締役会決議の日から2年以上経過した日より3年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ④その他の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) その他の新株予約権の条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 新株予約権の割当日

平成 23 年 9 月末日までの取締役会において定める日。

4. 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

当社取締役の報酬額は、平成 19 年 6 月 26 日開催の第 83 回定時株主総会にて年額 400 百万円以内と、当社監査役については平成 17 年 6 月 24 日開催の第 81 回定時株主総会にて 50 百万円以内とする旨それぞれご承認いただいておりますが、当該報酬額の範囲内において、取締役および監査役に対し非金銭報酬として上記内容の新株予約権を発行するものであります。

以 上